

令和5年度(令和4年度実施事業分) 主要事業評価各課総括表・2次評価表

2次評価者

福祉部生活援護課

福祉部長 竹部 益世

整理No	主要事業名	事業の評価・課題		今後の事業の方向性	
		自己評価	評価内容	方向性	内容
16-1	生活困窮者自立支援事業	B	国のコロナ対策（住居確保給付金、特例貸付、生活困窮者自立支援金など）が徐々に縮小されるに伴い、新規相談者数は減少してきたが、長引くコロナ禍に加えて物価高騰の影響もあり、相談支援件数は目標値を上回った。 全体的に、“制度（国のコロナ対策）を使い切った相談者”からの継続的な相談が増えている。また、障がいや病気、高齢（介護）、子の無就労、刑余などを理由に経済的困窮に陥っている世帯も少なくなく、相談者・世帯が抱える課題が複合化し、直ぐに解決に至らないケースも増加している。	改善推進	これまでは、国のコロナ対策（各種給付・貸付など）によって一定数は支援を終結させることができたが、今後は、それら対策の活用が十分に見込めない中で相談支援を行っていくことになる。そのため、生活困窮者自立支援法の原点に立ち返り、“給付に頼らない、人が人を支援する仕組み”として、“収入を増やすこと”（就労支援）と「支出を減らすこと」（家計改善支援）に、より一層力を注いでいくとともに、同法に基づく事業に留まらず、他法他施策をフル活用し、相談者の状況に応じた適切かつ丁寧な相談支援に努めていく必要がある。
16-2	生活保護扶助事業	B	ケースワーカーと就労支援員がハローワークと連携し、継続的にきめ細やかな支援を行った結果、稼働能力を有する被保護世帯の就労自立が増加し、就労自立給付金も目標を超えて支給することができた。 国のコロナ対策が縮小される中、食料品等の物価高騰の影響で生活困窮から立ち直れない世帯が増えてきており、令和5年度は生活保護世帯の急増が懸念される状況にある。引き続き、稼働能力を有する世帯については、ハローワークと連携した積極的な就労支援を、また、それ以外の世帯については、他法他施策（年金・医療・福祉サービス）の活用を図ることにより、被保護世帯の早期自立を促進していく必要がある。	改善推進	被保護者の早期自立に向け、引き続き、就労支援や他法他施策の活用などの支援を積極的に行い、生活保護制度の適正な実施に取り組んでいく。また、タブレットやRPAを導入することにより生活保護業務のデジタル化を進め、今後、被保護世帯が増加した場合においても、きめ細かなケースワークを行えよう事務負担の軽減を図っていく。
課等長	1次評価（令和4年度の総括評価）				
B	生活困窮者自立支援事業においては、国のコロナ対策等を使い切り困窮状態に陥っている世帯、元々潜在的に課題を抱えていた世帯等の存在が表面化し始め、過去に相談歴のある世帯からの相談も増えている状況であったが、国の支援制度が縮小される中、生活困窮者自立支援制度や他法他施策を駆使し、関係機関との連携を図ることにより、第2のセーフティネットとして、適切な支援や情報を提供することができた。今後は、無年金・低年金など生活保護制度の利用を必要とする相談者が益々増えていくと見込んでおり、くらし相談担当と保護担当で連携し、世帯の自立に向けた適切な支援を行ってきたい。 一方、生活保護扶助費事業については、令和3年度に引き続き、被保護者への就労活動や年金申請の援助、医療・福祉サービスなど他法他施策の活用等に積極的に取り組んだ結果、自立が促進し、被保護世帯を大きく減らすことができた。物価高騰に伴い、今後、生活に困窮した世帯からの申請増加が懸念されるが、被保護世帯の生活状況を十分把握し、引き続き適切な援助を行うことで生活保護からの早期自立を促していきたい。				
部等長	2次評価（令和4年度の総括評価並びに今後の方針及び指示事項）				
B	国のコロナ支援策の多くが令和4年度で終了するため、今後、生活保護に繋がる相談は増加に転じると見込んでいる。生活困窮者自立支援制度や他法他施策を活用しても、生活状況の改善が見込めず、困窮状態が続く世帯には、くらし相談担当と保護担当が連携し、生活保護制度を活用した自立を促すこと。なお、生活保護を受給した場合は、世帯の状況に合った適切な援助を積極的に行い、早期の自立を図ること。 また、困窮世帯が抱える課題は、経済的な問題だけでなく、病気、障がい、高齢、介護、ひきこもりなど、複合化・複雑化している。必要に応じて、重層的支援体制整備事業の活用や関係機関との連携を図ることにより、相談者世帯を包括的に支援していくこと。				